

遠賀町教育大綱



令和元年 1 1 月

福岡県遠賀町

はじめに

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について基本となる方針を定めたものです。

当町では、第5次遠賀町総合計画（平成24年度～令和3年度）との整合性を図り、平成27年5月に教育大綱を策定しましたが、時代も平成から令和へと変わり、大学入試制度をはじめ様々な教育制度改革が進められ、日本の教育は大きな変換期に入っています。

そうした状況の中、本町の教育行政を推進していくため、これまでの教育大綱の基本理念のもと、新たに基本方針・基本施策を掲げ、子どもたちの生きる力を育み未来のつくり手となることができるよう教育大綱を改正し、教育行政に取り組んでまいります。

令和元年11月

遠賀町長 古野 修

目 次

1	教育大綱の背景と位置づけ	1
	（1） 教育大綱策定の背景	
	（2） 教育大綱の位置づけ	
2	基本理念	2
3	基本方針	2
	○ 基本方針 1	
	○ 基本方針 2	
4	基本施策と重点目標	3
5	重点目標達成のための方向性	4～8

1 教育大綱の背景と位置づけ

(1) 教育大綱策定の背景

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、町長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を踏まえ、その地域の実情に応じて、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

また、この教育大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「遠賀町総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

(2) 教育大綱の位置づけ

この教育大綱は「第5次遠賀町総合計画」を上位計画とし、総合計画で掲げられた町の将来像「笑顔と自然あふれるいきいき“おんが”」を実現するため、遠賀町の教育の新たな指針として策定しました。

また、本町の教育行政の具体的な施策を掲げている「遠賀町教育施策要綱」と整合性を図り、教育分野における基本理念、基本方針、基本施策を定めるものです。

第5次遠賀町総合計画



遠賀町教育大綱



遠賀町教育施策要綱

2 基本理念

まちづくりの原動力は、人づくり、すなわち、教育にあるという基本的な考え方に立ち、本町の教育は、魅力あるまちづくりを担い、豊かな心を持ち、社会に貢献できる人づくりを目指します。

3 基本方針

基本方針 1

「子どもたちが確かな学力を身につけ

『生きる力』を育てる教育を推進する」

時代が大きく変化している社会を生きるためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。そのためには、学校での教育にとどまらず、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む必要があります。子どもたちが、確かな学力のもと社会を生き抜く力を身につけることができるよう総合的な施策を推進します。

基本方針 2

「町民一人ひとりが生涯にわたり充実した学びが

できる環境づくりを推進する」

少子高齢化社会が進行する中で、町民一人ひとりが文化、芸術、スポーツを通じ、「生きがいを持って人生を楽しく生きる」ことが大切です。誰もがこうした文化・芸術活動や生涯スポーツに参加できる機会を提供し、町民が心豊かに生きることができる生涯学習の施策を推進します。

4 基本施策と重点目標

基本施策Ⅰ 学力、体力、豊かな心を育成する取組

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 学力の向上 | 《重点目標1》 |
| (2) 体力の向上 | 《重点目標2》 |
| (3) 豊かな心の醸成 | 《重点目標3》 |
| (4) 教育環境づくり | 《重点目標4》 |

基本施策Ⅱ 生涯学習・文化・スポーツの活動を盛んにする取組

- | | |
|------------------------|---------|
| (5) 生涯学習の推進 | 《重点目標5》 |
| (6) 文化活動の振興と文化資産の保存・活用 | 《重点目標6》 |
| (7) スポーツ・レクリエーション活動の充実 | 《重点目標7》 |

基本施策Ⅲ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる取組

- | | |
|-----------------------|---------|
| (8) 人権尊重の精神を育成する教育の推進 | 《重点目標8》 |
|-----------------------|---------|

5 重点目標達成のための方向性

重点目標1 学力の向上

- ◇遠賀学力向上プラン等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇町内全小・中学校における学力実態、学習状況及び学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。
- ◇教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

(主な方向性)

- 各学校において、学力向上に係る組織的な検証改善サイクルの確立を図ります。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力を定着させる取組み、個別学習や補充学習などを推進します。
- 学力の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、指導体制・指導方法の改善を進め、少人数指導及び習熟度別指導の充実を図ります。

重点目標2 体力の向上

- ◇学校における体育・スポーツ活動を通して、子どもの運動への動機付けを図り、習慣化を促進するなど体力を向上させる取組を推進します。
- ◇「食に関する指導」の中で、子どもに「食べること」の重要性を伝え、正しい食習慣の基礎を身に付けさせて、「生きる力」を育む指導を充実させていきます。

(主な方向性)

- 各学校で創意工夫を生かした「体力向上プラン」を作成し、計画的かつ継続的に「1校1取組」運動を推進します。
- 子どもの主体的な運動を促す場面づくりや体力の要素を意識化させる授業づくりに取り組みます。

- 地元の食材を給食に積極的に活用し、地元食材を使った新たな給食のメニューを創作し、提供する取組を行います。
- 栄養教諭が担任と協力し、給食を通して食に関する知識及び食の重要性や感謝の気持ち等、食に関する指導の充実を図ります。

重点目標3 豊かな心の醸成

- ◇思いやりの心や、公共心を大切にすることを身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実に努めます。
- ◇子どもの生活習慣の定着、主体性、協調・連帯感等を育むため、地域人材を活用しながら社会や自然と直接触れ合う体験活動の充実を図ります。
- ◇いじめや不登校等を未然に防ぎ、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ◇学校での日常的な読書活動や家庭における読書活動を推進し、読書習慣の定着を図ります。

(主な方向性)

- 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、体験活動、問題解決型学習等を取り入れ、子ども自ら考え、議論する授業への改善充実を図ります。
- 稲作づくりや植物栽培の自然体験、職場体験、通学合宿等の体験活動を通して、将来に対する目的意識、自立・共生の力、命を大切にする心等を培います。
- 「いじめ防止対策推進法」「福岡県及び遠賀町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止、正確な認知等の取組をさらに推進します。
- 学校での日常的・継続的な読書活動により読書活動への関心を高め、ボランティア団体や町立図書館との連携強化を図り、読書活動の充実に努めます。

重点目標4 教育環境づくり

- ◇共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に努めます。
- ◇教職員としての使命感や社会性、実践的指導力や専門的な知識・技能等を高めるための研修の充実を図り、教職員の資質・力量の向上に努めます。
- ◇子どもの安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムづくりを推進します。また、家庭や地域との連携・協力による学校づくりに努めます。

(主な方向性)

- 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、教育環境の整備、教職員の専門性の向上等に取り組みます。
- 授業改善を目指す校内研修や教職員の創意工夫が生かされる協働的な学校運営体制づくりを支援します。また、多様な研修の場の提供とともに、教職員が安心して子どもと向き合える環境づくりの充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実に努めます。
- 地域の人材（ボランティア）等、多様な地域資源を活用し、地域の協力を得ながら、子どもの教育活動の充実を図ります。

重点目標5 生涯学習の推進

- ◇町民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇高度化、多様化する町民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境の提供に努めます。

(主な方向性)

- 社会教育関係団体などに対する育成支援・補助と連携・協力体制の整備に努めます。
- 学習情報の提供、学習機会の充実及び学習成果の活用促進を図ります。
- 社会教育施設の機能充実・利用促進を図ります。
- 指定管理者と連携した効率的な施設運営・サービス向上に努めます。

重点目標6 文化活動の振興と文化資産の保存・活用

- ◇子ども及び町民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、町の貴重な文化資産の保存・整備・活用に努めます。

(主な方向性)

- 中央公民館を拠点とした町民の芸術文化活動を推進します。
- 小中学生文化鑑賞会の推進・支援を行います。
- 文化財の保存・整備・活用の推進と文化財保護意識の啓発に努めます。

重点目標7 スポーツ・レクリエーション活動の充実

◇スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

(主な方向性)

- 町民のニーズに応えるスポーツ・レクリエーション活動と健康づくりの推進に努めます。
- 町体育協会・スポーツ推進委員会・総合型地域スポーツクラブ・指定管理者等と連携し、体育施設を活用したスポーツの振興に努めます。
- 遠賀川を活かした漕艇事業の充実・普及啓発を図ります。
- 社会体育施設の計画的な改修・利用促進に努めます。

重点目標8 人権尊重の精神を育成する教育の推進

- ◇学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権であるという視点に立ち、児童生徒と一人ひとりの学力と進路の保障に努めていきます。
- ◇あらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通し人権を守り育てる個人を育み、かつその個人を育むことのできる地域社会の創造に向け、人権のまちづくりに取り組んでいきます。

(主な方向性)

- 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 町民に人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権問題に関する学習機会を提供するとともに、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を行います。



笑顔と自然あふれるいきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～